

令和4年度

第1回太子町まちづくり審議会議事録

日時：令和4年7月19日(火) 9時57分から10時37分

場所：太子町役場議会棟1階 全員協議会室

令和4年度第1回太子町まちづくり審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 令和4年7月19日(火)
場 所 太子町役場議会棟1階 全員協議会室
開 会 9時57分
閉 会 10時37分

2. 答申事項

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

3. 委員の出席者

出席委員：仲上 崇 (有識者)
溝端 剛 (有識者)
瀧北 りえ (有識者)
杉本 泰代 (教育委員会)
福西 博幸 (農業委員会)
塚本 俊博 (連合自治会)
細川 雅弘 (商工会)
高磯 善光 (公募)
欠席委員：横山 孝司 (有識者)

4. 町出席者

町長 服部 千秋
《事務局及び説明員》
総務部長 森田 好紀
企画政策課 課長 熊谷 恵之
副課長 高見 良
係長 井出 洋平
主事 横尾 千尋
西林 知穂

5. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

1. 開会

事務局

(熊谷課長)

委員の皆様には、お忙しい中、太子町まちづくり審議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

私は企画政策課長の熊谷と申します。よろしくお願いいたします。

ただ今から、令和4年度第1回太子町まちづくり審議会を開催いたします。

会議に先立ちまして、服部町長が挨拶を申し上げます。

2. 町長挨拶

服部町長

【町長あいさつ】

3. 審議会委員・事務局職員の紹介

事務局

(熊谷課長)

それでは、審議会委員及び事務局職員の紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いします。

有識者として、仲上 崇 様、溝端 剛 様、瀧北 りえ 様です。

町の各行政委員会から推薦いただいた方として、教育委員から杉本 泰代 様、農業委員から福西 博幸 様です。

各種団体から推薦いただいた方として、自治会から塚本 俊博 様、商工会から細川 雅弘 様です。

公募選出の高儀 善光 様です。

なお、有識者の横山 孝司 様は本日欠席となっております。

次に事務局職員の紹介をさせていただきます。

改めまして服部 千秋 町長です。総務部長の森田 好紀です。私は事務局の企画政策課長の熊谷です。副課長の高見です。秘書広報係長の井出です。

同じく秘書広報係の西林です。政策係まちづくり審議会担当の横尾です。どうぞよろしくお願いいたします。

4. 会長の選任

事務局

(熊谷課長)

続きまして、会長の選任です。

審議会条例第5条第1項の規定では、会長は委員の互選により選出することとなっておりますが、推薦がなければ事務局より会長候補者を推薦させていただきます、承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

各委員

【異議なし】

事務局

(熊谷課長)

ご異議がないようですので、事務局より会長候補者として、塚本 俊博 委員を推薦いたします。

会長に塚本 俊博 委員を選出することにご異議ございませんか。

各委員

【異議なし】

事務局
(熊谷課長) ご異議がありませんので、会長を塚本 俊博 委員とすることに決定いたします。

 なお、会長は、審議会条例第 6 条第 1 項に基づき、会議の議長を務めていただきますので、議長席に移動をお願いいたします。

 それでは、会長よりごあいさついただき、議事進行をお願いいたします。

5. 会長挨拶

塚本会長

会長を務めさせていただきます、塚本 俊博でございます。

本日の会議の議長を務めさせていただきます。

本日は、「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」の諮問を受け、審議を行った後、答申を行う予定です。

ただ今の出席委員数は 8 名です。定足数に達していますことを申し添えます。

6. 議事録署名委員の指名

塚本会長

それでは、議事録署名委員の指名をいたします。

まちづくり審議会規則の第 4 条第 2 項の規定に基づきまして、私から福西 博幸 委員と細川 雅弘 委員の両氏を指名いたします。

お二人の委員の方には、後日、事務局がまとめました議事録に署名をお願いいたします。

7. 職務代理者の指名

事務局

ここで 1 点確認事項がございます。

(熊谷課長)

太子町まちづくり審議会条例第 5 条第 3 項の規定により、当審議会の会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理することとなっています。

会長からどなたかご指名いただきたいのですが、いかがでしょうか。

塚本会長

溝端委員をお願いしたいと思います。

溝端委員

会長からご指名をいただきましたので、お受けいたします。

事務局

溝端委員、よろしくをお願いいたします。

(熊谷課長)

8. 議事

事務局

それでは、議事に移ります。

(熊谷課長)

「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」諮問させていただきます

ます。

本議事につきましては、町長からの諮問を受け、まちづくり審議会での審議を経て、まちづくり審議会から諮問に対しての答申をいただくものがございます。

服部町長が諮問いたしますので、塚本会長はお受け取りをお願いいたします。

服部町長

令和4年7月19日、太企画第270の2号、太子町まちづくり審議会会長 塚本 俊博 様、太子町長 服部 千秋。

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について(諮問)。

太子町表彰条例(平成元年条例第18号)第2条及び同条例施行規則(平成元年規則第13号)第2条の規定に該当する下記の者について、太子町表彰を行いたく諮問します。

記

社会功労賞 大谷 康文

社会功労賞 森田 壽造

社会功労賞 中井 英人

文化功労賞 佐々木 躰子

事務局

(熊谷課長)

審議の間、町長は退席いたします。

【町長退室】

塚本会長

ただ今、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」諮問がありました。

それでは、太子町表彰条例に基づく被表彰候補者4名について審議を行います。

事務局は詳細説明をお願いします。

事務局

(西林主事)

詳細説明の前に、配布資料の確認をさせていただきます。

「令和4年度第1回太子町まちづくり審議会資料」と「参考資料」をお手元にご用意ください。諮問事項の被表彰者の決定については、こちらの資料に沿って、説明をさせていただきます。

それでは、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定」についてご説明させていただきます。

本年度の太子町表彰条例に基づく被表彰者は、4名の方々です。

一人目は、鶴在住の大谷 康文さんです。

太子町まちづくり審議会資料1ページをお開きください。

また、個別調書として2ページもご参照ください。

功績内容は、揖龍地区の保護司として、平成9年5月18日～令和3年5

月 17 日までの 24 年間の永きにわたり、犯罪や非行をした人々が地域社会において更生できるように生活指導や円滑な社会復帰の手助けの活動を行い、地域社会に貢献されました。また、平成 28 年に法務大臣表彰を受けています。

この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。

参考資料 8 ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第 2 条第 2 号のエ「その他、地域社会づくりに貢献した者」の適用要件を満たされています。

二人目は、太田在住の森田 壽造さんです。

太子町まちづくり審議会資料 1 ページをお開きください。

また、個別調書として 3 ページもご参照ください。

功績内容は、昭和 53 年 4 月 1 日より令和 4 年 3 月 31 日までの 44 年間の永きにわたり防犯推進委員として太子町の安全・安心まちづくりに尽力し、地域社会に貢献されました。

この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。

参考資料 8 ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第 2 条第 2 号のエ「その他、地域社会づくりに貢献した者」の適用要件を満たされています。

ここで、防犯推進委員の活動について、簡単にご説明させていただきます。

太子町では、防犯活動の実践団体として昭和 53 年 4 月より太子町防犯推進委員会を設置し、青少年の健全育成と犯罪のない明るい町づくりの推進活動に取り組んでおります。

会議の種類としましては、総会と防犯部会、青少年部会、広報部会に分かれて行う専門部会の 2 種類があります。

森田さんはこの会の活動目的に賛同し、昭和 53 年度から防犯部として地域住民の防犯意識の高揚と防犯パトロールによる犯罪抑止の活動に努められました。

なお、令和 4 年 4 月 1 日現在で 18 名の方が委員として活動しておられ、たつの警察署長や生活安全課長を顧問として、各種事業に取り組まれています。

三人目は、鷗在住の中井 英人さんです。

太子町まちづくり審議会資料 1 ページをお開きください。

また、個別調書として 4 ページもご参照ください。

功績内容は、平成 6 年 4 月 1 日より令和 3 年 3 月 31 日までの 27 年間の永きにわたり防犯推進委員として太子町の安全・安心まちづくりに尽力し、地域社会に貢献されました。

この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。

参考資料 8 ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第 2 条第 2 号のエ「その他、地域社会づくりに貢

献した者」の適用要件を満たされています。

先ほどの森田さんと同じく、中井さんは防犯推進委員の活動目的に賛同し、平成6年度から青少年部として地域住民の防犯意識の高揚と防犯パトロールによる犯罪抑止の活動に努められました。

なお、令和2年度末の退会ではあるものの、昨年度はコロナ禍の影響により退会届に係る部長会での承認が後ろ倒しになったことにより、今年度の内申となっています。

四人目は、老原在住の佐々木 躰子さんです。

太子町まちづくり審議会資料1ページをお開きください。

また、個別調書として5ページもご参照ください。

功績内容は、昭和50年に太子町に移住されてから木目込み講座、ちぎり絵講座の指導者として永きにわたり伝統文化育成と継承に努められています。

また、その技術は全国、県でも認められ多くの賞を受賞されています。昭和54年度から令和3年度までの43年間の永きにわたり、地区公民館主催講座やサークル活動で木目込人形やちぎり絵の指導をされています。

さらに、平成9年度から令和3年度までの25年の永きにわたり、南総合センターで主催講座としてちぎり絵の指導を行われ、平成18年度から平成20年度まで中央公民館で子育てチャレンジャー事業、平成20年度から令和3年度まで放課後子ども教室（あそびっ子教室）事業として小学生を対象にちぎり絵の指導を行われました。また平成6年に「兵庫県知事賞」、平成14年に「公益財団法人日本和紙ちぎり絵協会大賞」、平成15年に「兵庫県知事賞」、平成16年に「全国手すき和紙連合協会賞」、平成18年に「全国手すき和紙連合優秀賞」、兵庫県文化協会賞等、数多くの賞を受けられています。

この度の表彰は、「文化功労賞」に該当いたします。

参考資料9ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第2条第5号のイ「指導者として文化の振興に努め、その功績が顕著な者の適用要件を満たされています。

以上、4名の功績等概要説明をさせていただきました。

参考ですが、平成2年度に太子町表彰を制定してから、令和3年度末までで161名の受賞の方々がいらっしゃいます。

内訳といたしまして、自治功労賞として23名、社会功労賞として56名、産業功労賞として19名、教育功労賞として12名、文化功労賞として12名、スポーツ功労賞として37名、たちばな賞として1団体、ひまわり賞として1名の方となっております。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

塚本会長

ただ今の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等がございましたら、承りたいと存じます。

高礮委員 表彰条例第 5 条の例外規定について、候補者が同条第 1 号に該当しているかは確認していますか。

事務局 本町の町民課で候補者全員を確認しています。
(井出係長)

高礮委員 同条の第 2 号は調べていますか。

事務局 全庁的に照会を行ってはいませんが、当課で確認できるものはしています。
(井出係長)

高礮委員 この条文をどのような経緯でつくられたのかよくわかりません。全国に 1800 弱の自治体がありますが、全部にお聞きになったのか、尚且つ、処分と記載があるが行政指導まで含めているのか、それは分かるわけがないと思います。おそらく精神訓話規定で、信義則違反という話ではありませんか。また、条例の第 8 条については調べておられますか。

事務局 定期的に確認して網羅することはできていないので、以後確認作業を検討したいと思います。
(井出係長)

高礮委員 条例に規定している以上、2 年や 3 年に 1 回は、確認作業をすべきだと思います。戸籍の端末などを調べればできると思います。

事務局 手法も含めて検討させていただきます。
(井出係長)

高礮委員 道交法違反なども罰則が厳しくなっています。そうすると、禁錮で執行猶予がつけば、近所の人でも分からないということもあり、情報として伝わってこないでしょう。条例で規定している以上、ここまでは調べていまずと言えるようにすべきだと思います。

事務局 この条例ができてから年数が経っていますので、先ほどの規定を含め、近隣市町の状況を確認しながら条例の内容を点検したいと思います。
(井出係長)

福西委員 表彰される方の善行についての説明はありますが、5 条と 8 条についての調査の有無等も併せて資料に含めていただきたく思います。

事務局 先ほどの高礮委員のご質問へのお答えと同様に、在り方も含めて検討したいと思います。
(井出係長)

高礮委員 表彰式は、コロナが落ち着けば新年交礼会で行われるのですか。

事務局
(井出係長) 今のところ、令和5年の新年交礼会で行う予定です。令和3年の時は、コロナで新年交礼会は中止となり、別で表彰式だけを限られた人数でさせていただきましたが、令和4年は、コロナに係る県の対処方針なども踏まえながら交礼会の中で行いました。今のところ同様に行うことを考えていますが、コロナの感染者も増えていますので、今後の県の方針などを見ながら対応したいと考えています。

高礮委員 新年交礼会で実施しないといけない特別な理由はありますか。

事務局
(井出係長) 新年交礼会は、町の関係者である自治会や議会議員の方、団体なども含めて一堂に会していただける式典であります。条例で規定した町の最上位の表彰ということで、このような式典でということさせていただきます。

コロナのこともあり、令和3年は2月に個別で表彰者だけをお呼びして行いましたが、思いとしてはそういうところでございます。

高礮委員 新年交礼会は町にとって上位の会なのですか。昔はお酒も出ていたし、新年を祝う会だと思います。それに相応しいものなのか。不特定多数の方に喜んでいただく、披露できる機会はいかがでしょう。例えば、ふるさとまつりなどの不特定多数の大勢の前でするのが良いと思います。新年交礼会が上位の会であるからというのであれば、それは役場の考え方だと思いますが、ご検討いただければと思います。

事務局
(井出係長) 条例の冒頭、目的に「町政の振興に寄与した」という条文がある中で、町の関係者が一堂に寄っていただける新年交礼会で執り行っているところです。一方、広く皆さんに知っていただくということはその通りだと思いますので、検討したいと思います。

高礮委員 これは個人的な提案ですが、あすかホールでするのは良いと思いますが、ロビーで表彰式を実施して、被表彰者の名前のプレートを壁につけていただくというのはいかがでしょう。

明治時代のクラシカルな表彰状と額縁を渡して町長と写真を撮ったものを広報誌に載せるような、どこでもしているようなことをするのではなく、太子町スタイルを作ってみたらどうでしょうか。

事務局
(井出係長) 近隣市町を調査する中で、独自性にも着眼しながら検討したいと思いません。

溝端委員 議題の表彰対象者について異論はございません。今の議論は条例や細則の方になっていますが、それに関連して、表彰規定の中の自治功労賞や社会功労賞などは比較的集めやすいと思います。一方で、善行賞、たちばな賞については、1団体しかないということで、住民の模範となる善行をした者ということで、このあたりの善行は収集できるようになっているのでしょうか。

事務局 (井出係長) 1団体は、石海地区の女性グループが、過去に福祉施設の慰問や福祉バザーなどの活動により表彰されております。被表彰者の人選については、全庁的に照会を行っていますが、善行という部分では、各所属の他、社会福祉協議会を通じて広く住民の皆様に広報ということではないですが、そういう形で確認している現状でございます。

溝端委員 社会福祉協議会を通じての情報を収集するのは限度があると思います。表彰の目的は、町民として、町にとってこういう町民であってほしいという模範の善行賞かなと思います。極端な話、自治功労などは職務としてされてきた事柄を年数によって表彰されるもの、ただ、善行については、ボランティアの世界であって、ボランティアの世界というのは、その公的な社協も含めて、比較的情報がすくい取れない領域で、しかも10年以上にわたってということなので、そのあたりのちゃんとした情報が入った上でリストアップされているのか、1団体というのが少ないなと思います。このままだと自治功労賞や社会功労賞だけがどんどん増えていきます。

表彰の目的から考えると、仕事として何年継続してきたかということよりも、職務じゃなくて町のためにいかに貢献したかということ表彰すべきではないかと思います。

町にとって必要な町民像を伝える機会にすれば良いと思います。

事務局 (井出係長) 確認させていただく範囲も含めて、来年以降に活かさせていただきたいと思います。

高磯委員 一度、若手のワーキングチームなどを作って、本当に必要なのかを検討した方が良いと思います。

これは褒章条例が前身にあってそれを引き継いで、この表彰条例になって、昔は永年勤続表彰で年数が決まっている、条例で規定しているから問題ないでしょと言われるので問題はない、本当にそれでいいのか、何をしたらよかったんですかということを少し問うた方が良いと思います。対象者が極力少なくなってしまうと全然出なくなってしまうことも問題かもしれないですが、表彰制度はなかなか良い制度です。少ない経費でモチベーションをあげることができますので、上手に活用するために本気になって見直しをされたらいかがでしょうか。

事務局 (井出係長) 近隣のたつの市では同じく表彰条例があり、その制度が続いていることは承知しています。今後、条例の中身が最新のものになっているかなどの点検の際、他の市町にも範囲を広げて調査をしながら、何が良いかということを検討したいと思います。

高磯委員 叙勲や褒章についても曲がり角に来ていると思います。それに先駆けて新しいものを町でつくっていただけたらと思います。

塚本会長 他に、ご意見・ご質問等がないようであれば、お諮りさせていただきます。

諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 【異議なし】

塚本会長 ご異議がないようですので、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、原案どおり承認いたします。

ここで、事務局から諮問事項について今後の日程の説明があります。

事務局 (井出係長) ただ今、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、承認をいただきましたので、9月の太子町議会定例会に議案を提出し、議会の承認を得て表彰を行います。

また、表彰式につきましては、令和5年の新年交礼会の席上にて執り行う予定ですが、コロナの状況、また、先のご意見の中での開催時期や場所についても検討しながら、進めていきたいと思っております。

委員の皆様のご協力によりまして、諮問事項の太子町表彰条例に基づく被表彰者の審議は滞りなく議了することができました。

ありがとうございました。以上でございます。

塚本会長 諮問事項について答申案を作成、配布します。

【答申書作成】

塚本会長 それでは、会議を再開します。

諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、先ほどの審議結果に基づき作成した答申案をお配りしました。

事務局で答申案を朗読してください。

事務局 それでは、答申案の読み上げをさせていただきます。

(井出係長) 令和4年7月19日、太子町長 服部 千秋 宛、太子町まちづくり審議

会会長 塚本 俊博。

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について(答申)。

令和4年7月19日付太企画第270の2号で諮問のあったみだしのことについて、当審議会で審議した結果、下記のとおり答申します。

記

次の4名について適当と認めます。

社会功労賞 大谷 康文

社会功労賞 森田 壽造

社会功労賞 中井 英人

文化功労賞 佐々木 躰子

以上でございます。

塚本会長 答申案について、ご意見等があればお願いします。

各委員 【異議なし】

塚本会長 ご意見がないようですので、本案を答申書とし、町長に答申することに決定します。事務局は準備をお願いします。

【町長入室】

塚本会長 令和4年7月19日、太子町長 服部 千秋 様、太子町まちづくり審議
会会長 塚本 俊博。

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について(答申)。

令和4年7月19日付太企画第270の2号で諮問のあったみだしのことについて、当審議会で審議した結果、下記のとおり答申します。

記

次の4名について適当と認めます。

社会功労賞 大谷 康文 様

社会功労賞 森田 壽造 様

社会功労賞 中井 英人 様

文化功労賞 佐々木 躰子 様

以上です。

服部町長 慎重なるご審議、答申をいただき、ありがとうございました。

9. 閉会

塚本会長 本日の議事は終了いたします。

委員の皆様におかれましては、本日は忌憚のないご意見、慎重なるご審議をいただきありがとうございました。

今後も円滑な審議会運営にご協力いただくことをお願いします。
それでは、これもちまして、令和4年度第1回まちづくり審議会を閉
会いたします。
本日は慎重なるご審議をいただきありがとうございました。

事務局 塚本会長、本日はありがとうございました。
(熊谷課長) 今日たくさんの条例審議・表彰に関する意見をいただきました。特に高
礮委員からいただきましたご意見につきましては、表彰の場所とか機会、
条例の中身にも言及していただきましたけれども、条例を改正すること
になりましたら、皆さんにお諮りすることもあるかと思えます。
表彰制度については、長い歴史をもって運営してきたところでございま
すので、過去との公平性なども慎重に考えていくべきかと思えます。事務
局でも何か変えるところがあるのか検討させていただきたいと思えます。
それでは、事務局より連絡事項をお伝えいたします。

事務局 本日の会議に出席いただきました報酬額や振込日については、後日通知
(横尾主事) いたしますので、ご確認のほどよろしく願いいたします。

事務局 委員の皆様のおかげをもちまして、本日予定しておりました案件は終了
(熊谷課長) いたしました。ありがとうございました。

太子町まちづくり審議会規則第4条に基づきここに署名する。

令和4年8月3日

署名委員

福西博幸



細川雅弘

